

# 会費納入規定

## 第1条

この規程は、定款第3章第7条の入会金及び会費納入についての必要事項を定めるものとする

## 第2条

正会員の入会金は5,000円とし、賛助会員の入会金は不要とする。

## 第3条

正会員の会費は年5,000円とし、賛助会員の会費は年30,000円とする。

## 第4条

正会員は入会金、会費ともに公益法人鹿児島県臨床工学技士会が指定する方法で納入する。(K-net)

## 第5条

賛助会員の会費は公益法人鹿児島県臨床工学技士会が指定する方法で納入するものとする。

## 第6条

正会員の会費は、入会時及び当該年度の6月のK-net引き落とし時に納入するものとする。

## 第7条

賛助会員の会費は当該年度の当初に納入するものとする。

## 第8条

正会員の入会金は入会時に納めるものとする。

## 第9条

第2条及び第3条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計金額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

## 付則

- この規程は、総会の議決を経なければ変更することはできない。
- この規程は公益社団法人の設立の登記の日から施行する。